

## 第127回 滋賀県森林審議会

日 時：令和元年12月18日（水）

13：00～15：09

場 所：滋賀県庁東館7階 大会議室

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 あいさつ

#### 3 会長、部会長の選出

#### 4 議事

- (1) 森林・林業の取組状況について
- (2) 地域森林計画の樹立および変更ならびに水源森林地域の変更（案）に対する意見について
- (3) 琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について
- (4) 琵琶湖森林づくり条例の改正と琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について
- (5) 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方について

#### 5 閉会

〔13時 開会〕

## 1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員11名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

## 2 あいさつ

○琵琶湖環境部：委員就任を依頼したところ承諾いただきお礼申し上げます。

県では、琵琶湖森林づくり条例と、それに基づく基本計画を策定し、さまざまな施策を展開している。その一方で、新たな課題が生じ、それに対するために琵琶湖森林づくり条例の改正や次期基本計画の策定に取り組んでいる。

本日の議題は5つ。1つ目が、森林・林業の取り組み状況について。2つ目が、森林法に基づいて森林整備の方向性や目標について定める地域森林計画の樹立・変更、水源森林地域の変更について。3つ目は、琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価について。4つ目が、9月11日に諮問した琵琶湖森林づくり条例の改正と基本計画について、またその素案について。5点目、琵琶湖森林づくり県民税の用途と基本的な考え方について。議題が多いが、委員の皆様方には、率直な御意見をいただきたい。

○司会：〈委員の紹介を行う〉

〈県関係者の紹介を行う〉

## 3 会長、部会長の選出

- ・会長は前任期に引き続き、京都大学教授の栗山先生に決定
- ・会長が不在の場合は、会長代理を小杉委員に決定
- ・林政部会の部会長は、石谷委員に決定
- ・森林保全部会の部会長は、小杉委員に決定
- ・会長より、林政部会および森林保全部会の部会員の指名

○司会：〈配布資料の確認を行う〉

議長は、運営要領第3条に従いまして、会長にお願いしたい。

○会長：それでは、議長を務めさせていただく。審議に先立ち当森林審議会の公開の取り扱いについて「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて公開とさせていただくので御了承願いたい。公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

#### 4 議事

##### (1) 森林・林業の取組状況について

○議長：1番目の議題、「森林・林業の取組状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局：〈議題の説明を行う〉

○議長：事務局から説明について質問はないので、次の議題に移る。

##### (2) 地域森林計画の樹立および変更ならびに水源森林地域の変更(案)に対する意見について

○議長：2番目の議題、「地域森林計画の樹立および変更ならびに水源森林地域の変更(案)に対する意見について」について、知事からの諮問をお願いします。

○琵琶湖環境部次長：〈諮問書の読み上げ〉

○議長：承知した。謹んでお受けする。

諮問された案件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：〈地域森林計画の樹立および変更ならびに水源森林地域の変更案について説明する〉

○議長：事務局から説明のあった議事に関して委員からの質問、意見を求める。

○委員：資料1-1の5ページ、路網密度について、なぜ変更後にこの数字にならざるを得ないのか伺いたい。

また、「林道等」と書いているが、これは先ほど説明があった森林作業道が含まれているということか。その部分を説明していただきたい。また、実態上森林作業をしていく上でこの数字、6ページの作業体系が非常に重要であると考えますが、この数字が変更前と変更後でなぜこのような数字にならざるを得ないのか伺いたい。

○事務局：以前は、「100m以上」や「75m以上」ということで上限がなかった。全国森林計画の基準や滋賀県の状況に応じて、「100～200」、例えば緩傾斜地であれば「100～250」という形で記載した。この状況について、適正な林道の路網密度がどれぐらいか、今後検討していきたい。

○委員：検討の際につけ加えてほしいのは、作業体系の中で車両系と架線系の2つに分けられているが、滋賀県の地形や土質をみると、「車両系プラス架線系」も5年間の計画の中で必要になると思われるので、その点も検討をお願いしたい。

○事務局：車両系と架線系は、一般的にベースとなる作業システムの組み合わせで、現在、車両系と架線系をミックスした作業系もあると思う。その辺も今後参考にする。

○議長：その他、質問、意見を求める。

それでは、湖北地域森林計画樹立案及び湖南地域森林計画変更案について、答申案の作成と答申時期については、議長に一任いただきたい。水源地域の変更案については、事務局と調整し、最終的に議長で意見の取りまとめを行いたい。

(3) 琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について

○議長：「琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について」事務局から説明をお願いします。

○事務局：〈琵琶湖森林づくり基本計画の点検評価に対する意見と対応について事務局から説明する〉

○議長：事務局からの説明について、委員からの質問、意見を求める。特に無いようなので事務局と調整し、最終的に私の責任で取りまとめたい。

(4) 琵琶湖森林づくり条例の改正と琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について

○議長：4番目の議事「琵琶湖森林づくり条例の改正と琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について」事務局から説明をお願いします。

○事務局：〈琵琶湖森林づくり条例の改正と琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の素案について事務局から説明する〉

○議長：事務局からの説明について、委員からの質問、意見を求める。意見が無いようなので最後の議事に移る。

(5) 琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等について

○議長：最後の議事「琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等について」事務局から説明をお願いします。

○事務局：〈琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等について事務局から説明する〉

○議長：事務局からの説明について、委員からの質問、意見を求める。

○委員：前回の審議会で申し上げた、ライフライン沿いの森林整備について、早急に対応いただきありがたい。54ページ⑧で記述している、県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり、で「人家近くや県民生活に重要なライフライン沿いに」と記載されているが、「ライフライン沿い」とはどこまでの定義なのか。

例えば私の地域では、旧畑や田などの農地が維持管理できず、戦後すぐに植林されその面積がかなりの面積に及んでいる。例えばライフライン沿い左右50mや100mなどの定義にされてしまうのか、もしくはライフライン周辺については全て県民税で整備を行うということを示しているのかが分かりにくい。どのような方向性で検討しているのか伺いたい。

また、造林公社の、分収林で奥地の条件不利について「この限りではない」ということは、県民税を投入する場合もあるということだと思うが、その場合、土地所有者から「公社がうちの山を分収造林地にしてくれたが、奥地だから何の手入れもしてくれない」との声がある。採算がとれない山の場合、最後に環境林整備等を行い返却することになるのかもしれないが、当時、造林公社は、山を経済林に仕立てると約束して山を借り上げている。それを経済活動が伴わない不利な山だから、最後は環境林としての整備を行ってお返しするとすると、土地所有者は納得してくれないのではないかと。

以上の点について事務局の意見を伺いたい。

○事務局：1点目のライフラインについて、風倒木が、電線、電柱に倒れ停電を起こす、あるいは道路を塞いで集落を孤立させるなど、生活に支障をきたす現状を踏まえ、影響の大きい場所から整備を行うということで、現在具体的な定義はない。想定しているライフラインは主に電線沿いだが、木の大きさ、人工林の成長度合いに応じた被害を想定し、優先順位をつけて整備すべきであると考えます。

○事務局：2点目の造林公社について、当初は経済林を目指して造林を行い、最終的に伐採して返却することを行っていた。しかし、借入金が増え、平成19年に特定調停の申し立てを行い下流府県等々と平成23年に特定調停が成立し、借入金について整理が行われた経緯がある。

今までに植林してきた山は約2万haあるが、伐採しても収益が上がりにくい山があるのが実情。造林公社が設立された昭和40年から、植林最終年の平成元年に至るまで、現在もそうだが、木材価格の低迷等があり経済的価値が見いだせない現状がある。

そのような状況の中、公社も山を現状のまま返すことは難しいと考えており、借りた

部分については何らかの整備を行う必要があると考えている。特に、公益的機能の発揮が重要で、奥地の水源林部分を放置せず、機能改善を行った上で返却する必要があるのではないかと考えられる。そのためには、県が公益的機能を発揮させるための森林管理を支援することが重要で、今回このような提案をさせていただいた。

○委員：公社の不採算林等の処理はやむを得ないことだと思っている。公社や県においては土地所有者に十分懇切丁寧な説明を行ってほしい。それだけをお願いしたい。

ライフライン沿いのことについては、森林づくり県税でないと森林整備ができないということがあるので、ライフライン沿いで線引きするのではなく、旧農地に植えられた現況森林については、森林づくり県民税で対応できるように計らっていただきたい。

○議長：造林公社に関して、これまで公社でも土地所有者に関して一生懸命説明は行ってきたが、県としても造林公社が管理していた森林に関して、責任を持って管理を支援していくという方針について土地所有者に説明するべきである。その点をお願いしたい。

○委員：造林公社について反対はないが、面積的、事業費的ベースで見れば、奥地で整備されていない場所全てではなく、造林公社の山を取り込まないと民有林等の一体的な整備ができない場合といった、ある程度の線引きを行う必要があると思うので、意見としてお伝えする。

○事務局：ご指摘の通り、全ての山では難しいので、伐採できる部分は利用する点を十分に考慮しながら検討させていただきたい。

○議長：その他、委員からの質問、意見を求める。

○委員：2点伺いたい。

55ページ「県民税を充当する標準的な事業費の治山」について、多面的機能を発揮させる森林整備の事業費が3億程で、県民税が1億6,000万円程度と記載されているが、この残りの分はどのような費用で賄われるのか。他の項目も同様だが、ここが一番大きいので教えて欲しい。

59ページでは、前回質問した「どの事業がどの費用でということをもとめたほうがいいのではないか」ということを、まとめていただいた。非常にわかりやすくなったが、国庫、県民税、市町譲与税等、それぞれの予算規模を教えてください。

○事務局：1点目、森林づくりについて、事業費3億円に対して県民税が1億3,000万円余りで、残りは国庫と県からの起債、県費の充当を行っている。

59ページの内訳は、森林整備を行う上での造林事業で、従来からこの県民税を使わ

ない事業で行っている部分と県民税を充当して行っている部分、市町の譲与税は、市町に譲与された森林環境譲与税による森林整備で、この3, 100haの森林整備の内訳をそれぞれの事業の費用で賄うという内訳である。

○委員：3つの費用ごとの用途をはっきりさせるべきだ。

また、この図の各事業での森林整備の内訳の中、国費などどうなっているのか知りたい。

○事務局：わかりにくい表で申し訳ない。国庫補助事業として、治山事業や造林事業は国庫が約半分で、予算規模についてはあえて表現していない。この財源を使用して行うことで、はっきりとした予算規模も、55ページの県民税分だけは表現しているが、それ以外にもある。

○委員：県民税によって整備されているもの、それに対する予算は55ページの表で概ねわかるが、予算規模上、県民税でなければこの事業ができないということがわかるような資料があればいいのではないか。

新たに市町へ配分される譲与税だが、これまでの予算では十分整備できていなかった部分を整備するために国から出るとのことだと思うが、これも、必要性が数字でわかるような資料があると、より県民の理解が得られるのではないかと思う。

○事務局：国庫補助事業の要件があり、それに載らないものについて県民税事業で補っていくというのが基本。県内全ての、森林整備対策について、国庫補助だけでは賄えない。例えば環境林整備事業は、市町の譲与税で行うという形になっているが、市町だけではできない部分、特に奥地については、県の環境林整備という形で行っていく。全体の森林整備で、59ページに挙げてある事業で必要な森林整備を行く一覧表を書いている。

○委員：全体事業規模において、何種類の事業が必要で、必要な予算額と現状使用予算額で、あと必要予算額がいくら、だからトータルに森林整備を考えていくと3つの費用が全て必要だという資料が必要だ。

○事務局：切り口が、国庫補助や県民税等で整理しているので、非常に説明がわかりにくいと思う。本来の目的や事業の必要性を整理した上で、実行するための予算規模の必要性や、必要年数も将来出てくるものと思う。数字で挙げるのは非常に難しく、毎年の予算規模もこちらが考えている通りにはできないこともあるため、あえて微妙な表現にしているが、目的や、事業内容という切り口で表現したほうがいいのではないかと考えたので、改めて事務局で整理する。

○議長：国庫と県民税、さらに譲与税まで入り、財源が豊かになっている反面、複雑化し

ているといった問題もある。説明責任という観点からも、可能な限り、国庫が使える事業、国庫が使えない事業に県民税を使うべきなのか等の整理した方が良いのではないかと。その他、委員から質問、意見を求める。

○委員：35ページ「(3) あらゆる用途への県産材の活用」で、公共事業等に使用できるということ以外に、ウのところで、民間施設における県産材の活用ということで、集合住宅、民間建築物、商業施設、倉庫と具体的に書かれている。これらに対する普及啓発に取り組むということで、建築基準法や都市計画法との絡みなどが出てくると思われるが、その点についての考えや、具体的にどのような施策を考えているか。

48ページ「課題」で、住宅、公共建築物、民間建築物の利用やCLTについて、令和2年には目標20施設という形で具体的な数字も挙げている。この点について、何か具体的な施策を打つ予定があるのか。

木育に関しては、びわ湖材の認定業者も木育関係や家具業者等、エントリーが増えている。そういった絡みで様々な施策を打つのか。

また、CLTはよく取り上げられるが国内工場数は少ない上に、コスト面も厳しく、海外のCLTとの格差は大きい中で、どのように考えているのか。

○事務局：35ページ、民間施設等の県産材活用の部分について、今後、一般住宅数は減っていくことが考えられる中で、民間施設の建築等に県産材を利用するのも一つの方法であると思う。ただ、施設内全てを木造化することはできないので、内装や家具等少しでも県産材を使用していただきたいと考えている。特に都市部において県産材を使用していただくことが非常に重要であると考えている。

県産材の流通経路として、川上、川中、川下と大きく三つの段階に分かれるが、素材を生産する川上部分は、素材量がある程度増えつつあるが、最終的にその素材が製品に加工される川下部分で使用されていない現状があると考えている。

製材を行う川中部分については中小企業が多く、一度に多くの量を出せないなど、様々な課題があるが、突発的に大量の材が必要な場合など、県内では対応できない部分は、県外の工場に製材を依頼する等の対応も踏まえて、今後の施策を考えたい。

48ページのCLT等の利用について、CLTの相場は立米当たり15万円程と言われているが、県内ではさらに高額になる。ただ、県外工場との連携を考えていくとある程度コストを下げられる部分もあると考えている。

県内でできる部分できない部分、特に木育の部分等の県内で得意とする部分とそうで



ない部分の、めりはりをつけていくのが良いと考えている。施策についても、特に個人業者の場合、木のおもちゃや家具など、単価の上がるものと単価の上がない一般的な素材等、そういうところでめりはりをつけていきながら推進していくというのも一つの方法ではないかと思う。

全てが施策につながっているわけではないが、検討を進めている状況である。

○議長：公共建築に関しては、県産材を使えるのが一番だが、突然計画が上がってくると県産材では対応できないことも多いかと思われる。結果、県外の材を使わざるを得ないこともあると思うので、計画段階から情報提供いただき、県産材を有効活用できる仕組みをつくっていただくといいのではないか。その他、質問、意見が無いか求める。

○委員：県産材需要の件について、川下の者から意見を上げると、県産材を使用する民間施設、保育所や高齢施設等に使用するのも、補助を活用するには工期が厳しく、特に単年度事業で県産材を活用するのが非常に難しいのが現実。補助金の仕組みそのものも合わせて考えていただきたい。

○事務局：補助金に関しては県民税で、少額だが材料費という方法で実施している。事業との関係で、単年という形が非常に多いと思う。しかし、指摘のような意見も多く寄せられているため、特に材料費については、材料購入時、建物が建つ前にある程度の支払いができる方法にする、あるいは2カ年で施工される場合については、県産材部分はこの分、というような形で計画を分けて補助が受けられるような方法などを検討したい。ただ、補助金制度であるため、数年にわたる計画に対しては非常に難しい部分がある。その点は、皆さんの御意見を聞かせていただきながら検討させていただきたい。

○委員：51ページの琵琶湖森林づくり事業の比較表について、右の欄の3番「森林を育む間伐材利用」の中で、機械化促進があり、レンタルリース等の補助事業がある。多くはトラックで搬出されているが、グラップル付トラックで搬送されているものはほぼない。導入により1台当たりの一日の流通量が多いので、そのようなメニューの検討を願う。

○事務局：現場の状況に合わせて、搬出機械もうまくリースできるように補助対象の見直しも行いたい。トラックについても検討する。

○委員：事業の話聞き、滋賀県が木育を重要視していることは理解できるが、p54「人づくり」で、「さまざまな世代を対象にさまざまな地域で木育活動が実践され」の部分、「さまざまな」だけでは漠然としていて、どの世代を対象にするのかが見えてこない。

「やまのこ」学習を終えた子どもたちが5年生でびわ湖材を使って木工体験をする等、今なされている環境授業と連携して考えるのも大事ではないか。

○事務局：木育だけ、環境学習だけ、というわけではなく広い範囲で考えている。特に木育活動に関しては、ウッドスタート宣言をしてから動きがない現状。そんな中でも、取り組んでいる地域が数か所あると聞いているので、来年度以降、そういった地域と地域を繋げて、より広域的に展開できるようにしたい。

「さまざまな世代」とは、新生児や児童に限らず、その両親や祖父母といった、木に触れる全ての方々が木育対象者と考えており、その意味で「さまざまな世代」という表現をしている。

「さまざまな地域」についても、現状はまだ限られた地域だが、今後更に広げて実践的に行っていききたい。特に来年度事業については、少しでも木育を広げられるよう、保育園や企業、店舗内のキッズスペースに木のおもちゃを置いている店舗等、そういうところも含めた広範囲での展開を検討したい。今回、この点を盛り込んだ。

○議長：以上で議事は終了した。次回以降の審議会の日程等について、事務局から願います。

○事務局：＜次回以降の審議会について説明＞

○会長：本日の審議は、以上で終了する。

#### 4 閉会

○司会：第127回森林審議会を終了する。

[15時09分 閉会]